

ちばの次世代農業経営体確保・育成事業における専門家の追加公募要領

1 目的

千葉県では、経営管理の合理化その他農業経営の改善を図るため、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和8年4月7日付け7経営第2903号農林水産事務次官依命通知。）及びちばの次世代農業経営体確保・育成事業実施要領に基づき、農業経営者を対象に、経営課題に応じた専門家の派遣による個別経営支援（以下、「専門家派遣業務」という。）を行っている。

専門家派遣業務を適切かつ効果的に実施するため、専門家派遣業務に係る専門家登録取扱基準第3条に規定する専門家の公募の実施について、この要領に定めるものとする。

2 応募資格

次の（１）に該当し、かつ（２）及び（３）の要件を満たしていると認められた者とする。

（１）司法書士等、法人の定款作成や登記に係る事務について助言・指導ができる者

（２）以下のいずれかに該当すること

ア 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）を活用した実務に10年間以上従事した経験を有する者

イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者

ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者

エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

（３）自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム（<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>）の支援コースのうち、「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の3科目を修了していること。

3 支援分野

登録専門家は、次に掲げる経営課題の解決に向けた支援を行うものとする。

・法人化支援

4 応募方法

（１）提出期限 令和8年10月28日（水）必着

（２）提出書類 専門家登録申請書、経歴書（参考様式）、各種資格・免許を証する書類、（自らの専門分野において農業経営者への支援実績がない場合）農業経営人材育成研修プログラムの修了証

（３）提出方法 ちば電子申請サービス又は電子メール

（４）提出先

ア ちば電子申請サービスにより提出する場合（送信可能なデータ容量の上限:20MB）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65576

イ 電子メールにより提出する場合（送信可能なデータ容量の上限：7MB）

メールアドレス ninaite08@mz.pref.chiba.lg.jp

※件名を「専門家登録に関する応募」とすること。

※必要に応じて暗号化する等の処理を行うこと。

※提出後、必ず電話にて到達確認を行うこと。

5 審査方法

- （1）県は、応募者から提出のあった書類を審査し、適切と認めた応募者に対し、面接審査を行う旨を通知する。なお、書類審査の結果、登録が適切と認められない応募者には、面接審査を行わない旨を通知する。
- （2）面接審査は、応募者と日程を調整の上、オンライン又は対面により実施する。審査は農林水産部担い手支援課副課長、経営体育成班長及び班員が行う。なお、県が開催する研修会等において講師実績がある場合並びに国、都県及び関係団体（農業又は商工分野に限る。）等において専門家登録がある場合には、面接審査を免除することがある。また、面接審査の結果、登録が適切と認められない応募者には、専門家登録を行わない旨を通知する。
- （3）（2）の結果、専門家登録が適切と認めた応募者については、千葉県における農業経営・就農支援センターの体制に関する運用規程2の（4）に定めるセンター運営会議において、専門家の新規登録について諮るものとする。
- （4）（3）の結果、専門家登録が決定された応募者には登録決定通知を、登録が適切と認められなかった応募者には専門家登録を行わない旨を通知する。

6 応募に当たっての留意事項

- （1）申込に要する経費は全て応募者の負担とする。
- （2）専門家登録された者については、氏名、専門分野、資格等を千葉県ホームページ等で公表する。
- （3）応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選考結果は無効とする。
- （4）登録専門家は次に掲げる行為を行ってはならない。
 - ア 業務上知り得た農業者等の秘密を漏らす行為。
 - イ 事業等に関して知り得た情報について、県の同意を得ずに第三者へ提供する行為。
 - ウ 県又は本事業の信用を著しく損なうような行為。
 - エ 反社会勢力との付き合い、又はその関係が疑われるような行為。
 - オ 農業者等に対し、県の同意を得ずに行った自らの営業行為。
 - カ 県の同意を得ずに、直接農業者等と訪問日や指導計画の調整を行う行為。
 - キ その他社会通念上、不適切と認められる行為。

7 問合せ先

千葉県農林水産部担い手支援課（千葉県農業者総合支援センター）

電話：043-310-3182

メール：ninaite08@mz.pref.chiba.lg.jp